

第2回 行政手続部会 議事録

1. 日時：平成30年10月22日（月）15:57～17:52

2. 場所：合同庁舎第4号館4階共用第2特別会議室

3. 出席者：

（委員）大田弘子（議長）、高橋滋（部会長）、野坂美穂、林いづみ

（専門委員）大崎貞和、川田順一、田中良弘、濱西隆男、八剣洋一郎

（政府）中村内閣府審議官、帆足内閣官房IT総合戦略室企画官

（事務局）田和室長、窪田次長、福島次長、石崎参事官、谷輪参事官、長瀬参事官

（ヒアリング出席者）厚生労働省：渡辺保険局審議官

総務省：吉川大臣官房審議官（地方行政・個人番号制度、地方公務員制度、選挙担当）

阿部自治行政局住民制度課長

厚生労働省：塚野医薬・生活衛生局生活衛生課企画官

観光庁：和田次長

鈴木観光産業課長

4. 議題：

（開会）

1. 関係省庁からのヒアリング

・健康保険の住所変更について（厚生労働省）

・J-LISの手数料負担について（総務省）

2. 関係省庁からのヒアリング

・民泊サービスの推進について（観光庁、厚生労働省）

3. 個人事業主の事業承継（許認可）の簡素化について

（閉会）

5. 議事概要：

○高橋部会長 定刻より前の時間でございますが、おそろいでございますので、第2回「行政手続部会」を開会させていただきます。

本日は、お忙しい中、御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

本日は、安念部会長代理、原委員が御欠席で、林委員が遅れて出席されます。

また、お忙しいところ、大田議長に御出席いただき、ありがとうございます。

それでは、早速、議事に入ります。

本日は、議題の1つ目として、健康保険の住所変更及びJ-LISの手数料負担について、厚生労働省、総務省からヒアリングを行います。

ヒアリングを行うに当たり、事前に議論における論点を資料1-1のとおりメモにまとめ、関係省庁に対して通知しております。

委員、専門委員の皆様におかれましては、御説明を聴取していただき、それを受けて、御質問、御議論をお願いしたいと思います。

まず、厚生労働省より、健康保険の住所変更について、資料1-2に沿って5分程度で御説明を頂戴したいと思います。

よろしく申し上げます。

○渡辺審議官 厚生労働省保険局の審議官をしております、渡辺でございます。よろしくお願いたします。

早速でございますが、いただいた論点に沿って、現時点での状況を御報告させていただきます。

まず、1(1)、前回の際に、総務省といわゆるJ-LISの手数料引き下げについての協議を行う予定であるということであったが、その進捗状況いかんというお問い合わせでございます。

これにつきましては、まさに今、健保組合の加入者の住所変更届の省略についてこのJ-LISへの照会によって実現させていくということで、総務省さんとは本年6月に協議をスタートさせていただいたところでございます。これはまさに手数料交渉でございますので、まず、どれぐらいの住所変更の件数が健保組合であるのかとか、あるいは確認の頻度といったことにつきまして、私どものほうで健保組合等にも確認しながら、一部についてはデータも総務省さんにお出しして協議を行っている途中でございます。現時点でまだ具体的な御回答をいただいている状況まで至っておりませんが、それをいただければ、私どもで費用対効果を検討しつつ、さらに健保組合等の意見も聞きながら、これまで申し上げているようなJ-LISへの照会というやり方がいいのか、あるいは、そこが費用対効果との点で課題があるということであれば何かほかの方策がないのかということで、引き続き検討していきたいと思っておりますが、まずは総務省さんからの御回答を待つ、さらに検討していきたいと思っております。

次に、(2)マイナンバーカードへの健康保険証機能の実装の話とこの住所変更届の手続の問題でございますけれども、現在、私どものほうでは「未来投資戦略2018」を踏まえまして、特にオンライン資格確認を2020年度ごろを目途として開始をするということ、一つの大きな目標として、マイナンバーカードへの健康保険証の実装について進めております。ただ、このマイナンバーカードへの健康保険証機能の実装は、あくまでもいわゆる健康保険の被保険者の資格の確認でございます、これはマイナンバーカードの電子署名の中で本人確認を行って、加入資格を持っているのかどうかということの確認ですので、これが直ちに住民票上の住所情報そのものを取得することにはつながらないということですので、これそのものによって、つまり、マイナンバーカードへ健康保険証を実装すること、イコール、住所変更届の手続が不要というものではないということで、ここでこれま

で議論されている議題と少し別の文脈でこのマイナンバーカードへの健康保険証機能の実装を進めているということでございます。

以上、簡単でございますが、厚労省からの御報告をさせていただきます。

○高橋部会長 どうもありがとうございました。

引き続き、総務省より、J-LISの手数料負担について、資料1－3に沿って御説明を頂戴したいと思っております。

○吉川審議官 総務省官房審議官の吉川でございます。よろしくお願いたします。

まず、J-LISの手数料負担についてです。

改めましてJ-LISについて申し上げますと、住民基本台帳法に定められた国の機関等から、法律に定められた事務の処理に関し求められた場合に、住基ネットの氏名、住所、生年月日、性別等の本人確認情報を提供するという役割を持っております。この場合に、J-LISは、住民基本台帳法の規定に基づきまして手数料を徴収しておりますが、これが1件当たり原則10円でございます。この手数料は、本人確認情報を提供するためのシステムの構築・運用に要する費用に充てておりますが、これだけで全ての経費を賄っているものではないので、都道府県から負担金を得てシステムを維持している状況でございます。

その金額を回答欄に書かせていただいておりますが、都道府県負担金が約14.3億円、情報提供手数料として国の機関等からいただいておりますものが約32.2億円、29年度の決算の数字でございます。

続きまして、資料の2枚目でございます。

手続簡素化の観点から、費用を低廉にし、より利用を広げていく方向で検討すべきではないかという論点でございます。

これにつきましては、現在も本人確認情報につきましては、年金受給権者の現況届の提出省略、住所変更届、死亡届の提出の省略、また、司法試験や不動産鑑定士試験等の出願時の住民票の添付省略などの目的で利用されているところでございます。

例えば、健康保険組合の事例で申し上げますと、本人確認情報の提供を受けることで住所変更届が省略されることにより、本人が郵送または対面で届出書を提出する手間やコストが低減いたしますし、また、組合側も書類の確認や保存の事務負担が低減するということでありまして、こうした観点から、住基法に定められた各機関におきましては、本人確認情報が利用されているものと承知しております。

本人確認情報の提供手数料につきましては、住基ネットの運用経費のうち、地方公共団体以外の利用者への情報提供に必要となる額として、その情報提供見込み件数を踏まえて設定することとされたものでございます。地方公共団体以外の利用者への情報提供件数が増加しておりますが、応分の利用者負担を求めつつ、都道府県の負担金を得て維持しているものでございます。都道府県の負担金は税負担になるわけでございますが、こうした状況につきまして、手数料の水準が不適切とは考えていないところでございます。

なお、本人確認情報の提供手数料につきましては、一つの機関が大量に本人確認情報を利

用し、かつ、1回当たりの処理件数が極めて多いものにつきましては、手数料の減額を行っている例もございまして、これを踏まえて、健康保険組合の住所変更届の省略についても、御相談に応じているということでございます。

以上でございます。

○高橋部会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明につきまして、御質問等がありましたらお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

八剣専門委員、どうぞ。

○八剣専門委員 金額のところがいまいちぴんとこないのですけれども、1件当たり10円ですよね。情報提供手数料を32億2000万円徴収されているということは、3億2200万件の処理をしたという理解で間違いはないですか。

○吉川審議官 ディスカウントもございしますが、国の行政機関等に対して提供している件数が年間約7億件となっております。

○八剣専門委員 7億件がぴんとこないのですけれども、例えば、これは企業からのリクエストが多いと考えていいですか。

○吉川審議官 一番多いのは年金機構さんです。例えば、住所変更の確認などにつきまして、これは年金受給者だけでなく被保険者についても確認を頻繁にされております。したがって、1回当たり1億人ぐらい確認をしていることになるわけでございます。受給者だけではなくて、被保険者もやっていますので。

○八剣専門委員 そのものの背景にこの手数料が正しいのかということが流れているのでこういうことになっているのだと理解しているのですけれども。10円という手数料が正しいのかみたいな。ほとんど払っている方は年金機構なのですか。

○阿部課長 担当の住民制度課長でございます。

今、審議官から申し上げましたように、基本的には年金が一番多いです。昔で言いますと、例えば、御本人が生きてるか死んでいるかも含めて住民票を毎年出しなさいとかという制度、今も制度的には確かそうになっていたと思います。ただ、それが結局御本人の負担になったり、住民票をとると200円とか300円とかお金がかかります。それを結果的に住基ネット代替することで軽減しようということになっておりまして、大口というのはあれですけれども、一番大口の年金さんが多く使っているというのはそのとおりでございます。

○八剣専門委員 一般の企業も使っているわけですか。

○阿部課長 住基ネットは、基本的に行政機関ということになっています。健康保険組合さんとかは、民間といえば民間なのですけれども、国民皆保険の世界の中の手続だという位置づけだと理解しておりまして、私が言うのがいいかどうかわかりませんが、そういう意味では、いわゆる極めて行政的な部分に限って、本人が住民票をとったりするのではなくて、肩代わりしてというか、代わりに住基ネットから情報をやっているというこ

とだと理解しています。

○八劔専門委員 健保からのリクエストで応えることもあるけれども、ほとんどの手数料収入は年金機構から受けているという理解でいいですか。

○阿部課長 そうです。大口のものは、繰り返しになりますけれども、年金のもともとの1年に1回の現況確認と、今は毎月の住所変更の確認なども使っていただいていますので、それがボリューム的には多いということです。

○八劔専門委員 私の論点だけ先に申し上げてしまうと、もし1回1億件クラスの問い合わせがあるのだとすると、1件当たり10円の妥当性は、なかなか計算するのは難しいという感じがするのです。全体のコストが、多分46～47億の中で、32億円ぐらいを利用者負担にしているということだと思いのです。健康保険組合も同じような仕組みになっているのだとすると、その10円の妥当性みたいなことを説明するのは結構厳しいような気がしていて、該当する全員の人分が要るということですよ。

○阿部課長 そちらのほうは、要は、申し上げた年金の毎月の1億人というものは手数料的には3円になっています。それはボリュームが多いというのもあるので、そこは個別にお話しさせていただいてどうかということでお話ししています。

○高橋部会長 大崎専門委員、どうぞ。

○大崎専門委員 このJ-LISの決算報告書を拝見すると、事業費が結局302億円ということなのですが、そのうちのシステム運用費用は幾らなのですか。

○吉川審議官 住基ネットに関しては、50億程度です。

○大崎専門委員 費用が50億ですか。

○吉川審議官 システム更改のための積立金なども含めての数字でございます。

○大崎専門委員 そうすると、ある意味では、住基ネット分は、このJ-LISの事業の中でも一種独立採算みたいになっているという理解でよろしいわけですか。つまり、そこがバランスをするように手数料を設定しておられるという理解だと。

○吉川審議官 さようでございます。

○高橋部会長 どうぞ。

○川田専門委員 先ほどの御説明の中で、情報提供手数料をネットワークシステムの構築・運用による充てているとのことでしたが、こうしたものは、政府で負担するべきとの認識ですが、いかがでしょうか。

○吉川審議官 いわゆる住基ネットの導入の最初の段階は地方財政措置で対応いたしました。今後の更改につきまして、積立金をある程度積んでいくということでございます。

○高橋部会長 要は、件数がふえればふえるほど、例えば、1件でどのぐらい逓増するのですか。1億人が1件になったら、費用はどれだけ逓増するのですか。接続料金というか、運営費用も含めて。

○阿部課長 すみません。今、その数字は持っておりません。

○高橋部会長 多分電気代ぐらいなのではないでしょうか。

○阿部課長 ただ、直接ではないかもしれませんが、例えば、大量に来ますと、ファイルを分けたり、受けた側でそれを一定程度分割して処理するとかとします。逆に何回も分けて送られると、その度ごとに当てにいったりとなって、それをまた返すということになるので、そうすると、一回まとめて受けて、それをJ-LIS側で分けて処理したほうが、負担は軽い、システム的な負荷が軽いので、そういう意味で、逆にロットを大きくしていただいて、一気にぽんと送ってもらって処理することで安くしているということは経緯としてはあります。

○高橋部会長 それが3円なのですか。一番合理的な算定に基づく費用が3円ということなのですか。

○阿部課長 現在、毎月1億件ぐらい当たっているときには、実際には3円ということ。

○高橋部会長 それはコストに見合った3円なのですか。それとも、32億円というものを合理的にいろいろな観点から平等負担してもらおうという点で3円と決めているのか。どっちなのですか。

○阿部課長 後者だと思います。

○高橋部会長 後者だとすると、さらに下げる余地はあるのではないかと思います。

○阿部課長 もともと標準的な額として10円は設定してあって、その中で、そうはいつでも、ランニングをするために、先ほど申し上げましたように、更改の費用だって見ておかないといけないとかとあるものですから、総合的に見て妥当な額は交渉しながら決めていくということでございます。

○高橋部会長 利用を増やすという点でも、総額として減らなければ良いわけですので、大口には大胆に手数料を下げてください方向で、是非総務省には御検討いただきたいと思えます。それはよろしいでしょうか。

○吉川審議官 件数につきまして、確かに徐々に伸びてきていることも事実でございます。

一方で、おおむね50億ぐらいの運営費でございますけれども、地方が負担すべき経費は明確になっている部分です。それから、国が持たなければいけないということが明確になっている部分。そういうところはきちんと分けて負担をしていただいています。

そういう中で、今、国と地方に共通する経費の部分で利用に合わせて手数料をいただいているということでございます。その上で更改のための積立金も一定程度確保しなければいけないという、全体的なバランスも見ながら、またこれからの件数がどういうふう伸びていくかといったところも踏まえながら、常に検討していく課題だと思っております。

○高橋部会長 要するに、件数を伸ばす、利用を伸ばすという点で、手数料も御検討いただきたいというお願いでございますので、是非よろしくお願ひします。

厚労省にはいかがでしょうか。

1つは、保険証機能の実装の中で、結局、健康保険の資格確認の住所と住民票の住所が違ふことがあり得るといふ御説明のようにお聞きしたのですが、それは本当なのでしょうか。

○渡辺審議官　そういうことではなくて、実装する場合、住所そのものは入るわけではなくて、マイナンバーカードに健康保険証機能を入れることによって、その健康保険の番号、被保険者番号、マイナンバーカードの電子証明書の中に健康保険証の個人の番号を入れることによって、そのマイナンバーカードを持って受診したときに、すぐに資格が医療保険の窓口で確認できて、例えば、この人がもし保険者を移動していたのであれば、そこが正しい保険者になるようにという、あくまでも保険者番号との照会ですので、住所そのものと直ちに突合せるということは、今、考えていないですし、実装したから直ちに住所情報が取得できるわけではない。それは、あくまでもまた保険者がそれぞれ個別にJ-LISに照会しないと駄目だということです。

○高橋部会長　その照会料が今の話だということですよ。

○渡辺審議官　そうです。そこで照会をするのに今の10円という形だとなかなか厳しいので、先ほど来ロットというお話もありましたので、私どもが御紹介させていただいているのは、例えば、今、大体健保組合の加入者総数は被扶養者も入れて2900万人ぐらいありますので、例えば、1年に1回、同一の時期に全加入者の番号を一斉に確認するというオペレーションができるかどうかということも検討はしなければいけないのですが、仮にそうした場合だったら、1億には至らないですけれども、下げられるのではないかとということで、そういう場合ではどうでしょうかということで、今、お伺いはさせていただいております。

○高橋部会長　ほか、いかがでしょうか。

どうぞ。

○濱西専門委員　そもそも論で基本的な話ですけれども、2点ばかり厚生労働省に質問があります。

1点目が健康保険組合の加入者について住所を把握しなければいけないという必要性、どういう場合に住所等を把握しなければいけないのかについて教えていただきたい。

2点目が、健康保険組合ですけれども、いわゆる公共組合として位置付けられるのではないかと思うのですけれども、それにもかかわらず、協会けんぽと異なって、基礎年金番号とマイナンバーのひも付けにより住所変更届等を省略できないという理由について御説明いただけないでしょうか。

○渡辺審議官　まず最初に、どういったことに使っているか。これは健保組合によって様々ではございますけれども、例えば、保険者機能の一つとして、それぞれの掛かった医療費の通知などを被保険者の方に送ったりすることとか、あるいは様々な健診の結果とか、そういうものを送ったりするときに、確かに単独の組合ですと事業主とほとんど一緒ですので、事業主経由で送ったりすることもあるのですが、組合として直接被保険者にアクセスをするときにはそういうものを使うということがあるかと思います。

協会けんぽとの違いということですが、恐らく協会けんぽの場合は、適用については年金機構で年金と一括でやっておりますので、適用の窓口のところは年金と健保が一体でや

っておるのですが、健保組合の場合は、公共的な性格は有しておりますけれども、それぞれが独立した民間の法人ですので、実際にアクセスをする場合には、それぞれのA組合、B組合がJ-LISにアクセスすることが基本になるということかと思えます。

○高橋部会長 今回の説明でよろしいでしょうか。

○濱西専門委員 はい。

○高橋部会長 あとはどうですか。

○川田専門委員 私は気になっておりまして、以前、この部会で申し上げたと思うのですが、**「費用対効果を検証した上で今後は決めていく」**とよく使われる。費用対効果は**「どこの費用」と「どこの効果」**をお考えなのでしょうか。これまでのご説明にあったように、どうも役所側の費用と役所側の効果をお考えなのかなと。そもそも今回の目的は、事業者側の負担軽減という観点から、行政手続の簡素化を検討しているわけですので、そういう観点からの費用対効果なのか、確認させていただきたいと思えます。

○渡辺審議官 事業主の方が住所変更届を一々出すことにかかるコストが大変なので省略できないかということがもともとの発想だと思いますので、それによって低減されるコストと、幾らになるかわかりませんが、先ほど言ったような、まさにJ-LISにまとめて接続するということは、当然無料ではありませんので、一定程度のお金は払わなければいけないと思えますので、そこをある程度長期の期間を見ないと、単年度ですぐ効果が出るというものではないとは思いますが、一定の年数を見た中でどうかということを見ていくことが費用対効果ということかと思えます。

○高橋部会長 ほか、いかがでしょうか。

○八剣専門委員 すみません。どうしてもよく理解できないのですけれども、ほぼ毎月問い合わせをしているわけですよ。住所変更になっている人はほとんどいないわけですよ。同じデータを照会しているわけではないのですか。

○渡辺審議官 ですから、今は住所変更などがあったときに。

○八剣専門委員 でも、全件を問い合わせているのですよね。

○渡辺審議官 このJ-LISの手数料交渉の中で一定のロットが必要だということでしたので、仮にそのロットをとるとすると、全件を年1回に照会するというにしたら値段は下がりにませんかというシミュレーションの御紹介をしているということで、今、それをやっているというわけではありません。

○八剣専門委員 ただ、先ほどの問い合わせの件数から考えると、すごい問い合わせ件数ですよ。3円でやっていて、10億。

○渡辺審議官 そっちは年金です。

○八剣専門委員 どういうことでもいいのですけれども、変更があろうがなかろうが全件問い合わせをしているように聞こえるのですけれども、住所が変わっている人は多分そんなにいないはずで、0.1%ぐらいしかいないとしたら、0.1%の人に3円全部上乗せしてとっていることになってしまうわけでしょう。

○阿部課長 それは、年金からリクエストで言っているものなので、年金に確認していただければと思います。

○八剣専門委員 普通、システムを設計するとき、そんなに問い合わせがあるときは同じデータベースでシェアするような感じにするのではないのですか。そうしたら問い合わせもないし。

○高橋部会長 住民番号はひもづけない制度なので、シェアはできないと思います。

○八剣専門委員 できない場合には、差分のデータだけにするということにはならないのですか。

○高橋部会長 差分のデータという設計は可能なのですか。つまり、変更した人だけ問い合わせることはできないのかという御質問だと思いますが。

○渡辺審議官 私は担当ではないのですが、同じ厚労省です。

年金機構では、ある時点で住所が変わったのかどうかということ把握できないので、まず、ある一定のタイミングで全件を照会して、そこで変わったものを取り出すという考え方でやっているということです。

すみません。担当の年金の者がいれば、また詳しく御説明させていただきたいと思います。

○高橋部会長 ですから、そういう意味で、もともと厚労省が責任もって運営していかなければいけない制度なので、そのときに、今までの延長線上で1件幾らという発想ではなくて、使い勝手がいい、かつ、マイナンバーを推進するのが総務省のお立場だと思いますので、そういう意味では、マイナンバー推進、すなわち、使い勝手がいいマイナンバー照会制度という点から言うと、大胆に手数料を下げてください。赤字にしろと、電気代とか人件費を込みでやったら運営費が赤字になってしまうという話はしていません。そこまでしろとは言わないですけども、大胆に拡大を推進する方向で、大口については値下げをする方向を是非総務省に御検討いただいて、この問題をクリアしたいとお願ひしておきたいと思います。

どうぞ。

○大田議長 前回出られませんでしたので、余りに初歩的な話で申しわけないのですが、年金番号があって、住基ネットがあって、マイナンバーがあるわけですね。3つあって、その利用する国民の側から言うと、住所という基本的な情報が一度入力すれば自動的に伝わるような仕組み、この3つの番号を最も効率的に、最適に組み合わせる仕組みはどこで議論すればいいのでしょうか。これが、1つ目の素朴な疑問です。

2つ目、先ほど御質問があったことですが、協会けんぽの場合は、政府が関与しているので基礎年金番号とマイナンバーでひも付けられるが、健保組合は民間の組合である。しかし、健保組合加入者も年金番号は持っているわけですから、年金番号とマイナンバーをひも付けることがなぜできないのかわからなかったのですが、その点はいかがでしょうか。

○高橋部会長 前半は、総務省、いかがでしょうか。

○阿部課長 住所の連携という話です。

そもそも住所自体が、4情報、氏名・住所・生年月日・性別という住民基本台帳で持っている情報ですが、昔は完全公開で誰でも自由に使ってくださいという世界でした。ところが、平成17年ぐらいにいろいろあって、住所は基本的に秘密ですということなので、本人が出すとかでなければ、勝手に役所間でやりとりすることは、もちろん公用請求で一定の仕事をするために取らなければいけないということはあるのですけれども、基本的には勝手にやるわけにはいかないということが、まず、前提としてあります。

私どもの方で今日御説明したのは、住基ネットの端末をたたいていただくイメージで、そこに4情報があるものですから、先ほど言いましたように、本当は自分が手続をしなければいけないのだけれども、その代わりに役所がやって楽にしましょうという話です。住基ネットは住基法別表1にその手続がばつと書いてあって、先ほど申し上げた司法試験がどうだとか、そんなものにもいろいろ使っているということなんです。

マイナンバー制度が動き始めていますので、例えば、年金事務所はマイナンバーを持っていますとか、国税もマイナンバーを持っていますとかとなっていて、そういうマイナンバーを持っているところは全て端末をたたけるようになっていて、検索がかけられるようになっていきます。これは住基法上も手当てして、マイナンバー法上も手当てしています。あとは、役所間で必要であれば、当然、裏でと言うことは変ですけれども、バックヤードで必要な情報はとれるようになりつつあるのだろうと思っています。

一方で、国民目線から見たときに、何か手続をするときに何か所も住所を届け出なければいけないとか、大変ですなとかという話があるというのは私なりに理解しておりまして、それは、内閣官房のマイナンバー制度をやっているところで、例えば、マイナポータルという国民のポータルサイトがあって、そこに一つ手続をすればいろいろなところの一斉に手続が行くようなことを考えましょうという話はしています。システムのインフラはある中で、それを御本人にやっていただかないと、勝手に個人の情報をやりとりすることには一定の制限があると思いますので、その制約の中で何ができるかということです。繰り返しになりますけれども、マイナポータルとかをやっていますので、その中でしっかりと協力しながらやっていくのかなと思っています。

○高橋部会長 後半、いかがでしょうか。

○渡辺審議官 健保組合は、今、まず、それぞれの会社ごとに健保の被保険者番号を持っています。マイナンバー法でマイナンバーを使える主体になっていますので、マイナンバーを持つことはできます。

ただ、基礎年金番号は、それぞれの民間主体である健保組合にしてみると、医療保険の給付に基礎年金番号は直接使わないものですので、今の法体系の中では、本人を介していただたら別ですけれども、健保組合が本人を介さずに一括して基礎年金番号を取得することは、今の制度の中ではできないという状況でございます。

○大田議長 法律を変える必要があると。

○渡辺審議官 ただ、基礎年金番号を、その年金業務をやらないところでどれぐらい融通できるか。そこは年金番号の個人の秘匿性ということもありますので、健保のやっている業務とどこまでと。それよりは、マイナンバーを持っていますので、むしろマイナンバーを通じて住所情報をとるほうが、この住所のことに関して言えば近道ではないかと思っております。

○高橋部会長 ちょっと時間をオーバーして、大変申し訳ありません。

どうぞ。

○吉川審議官 手数料を下げるといってございます。繰り返しになって恐縮ですが、赤字にならないようにということはおっしゃっていただきました。まさに手数料を減らすと税負担が今度は増えるという構図になっておりますので、そこは先ほど申し上げましたが、バランスというところは十分に考えながら、これから件数を増やしていくということは、我々も全く思いは同じでございますので、よろしく願いいたします。

○高橋部会長 その辺、思いは一緒だと思いますので、何とぞよろしくお願いいたします。

それでは、お時間が参りましたので、ここまでとさせていただきます。

本日は、ヒアリングにおける議論を踏まえて、御対応について御検討いただきたいと思っております。

どうもありがとうございました。

(厚生労働省、総務省退室)

(観光庁、厚生労働省入室)

○高橋部会長 それでは、次の議題に移ります。

続いて、今年7月に規制改革推進会議において公表した「民泊サービスに関する意見」等を踏まえた取り組みについて、審議を行いたいと思っております。

観光庁と厚生労働省にお越しいただいております。

お忙しいところ、どうもありがとうございます。

それでは、観光庁から15分程度で御説明をいただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○和田次長 本日は、貴重なお時間をいただきまして、ありがとうございます。

6月15日の住宅宿泊事業法の施行から4カ月ちょっとたったところでございますけれども、届出件数は1万件を突破して着実に増加しているところでございます。

これまで規制改革推進会議からいろいろな御意見を頂戴いただきましたが、7月13日に、関係省庁連名で自治体に対しまして、システムの利用促進とか添付書類の見直しの検討を要請するなどの通達を発出させていただきました。また、自治体向けの実態調査の実施とか、関係事業者との意見交換会を行いまして、民泊サービスの健全な普及のための取り組みを進めているところでございます。

その取り組みの詳細につきましては、担当課長の鈴木から説明させていただきたいと思

います。

○鈴木課長 観光産業課長の鈴木でございます。

資料に基づきまして、御説明させていただきたいと思います。

2 ページ、まず、最近の届出件数の推移について、御報告させていただきたいと思います。前回、ヒアリングを我々が受けましたのが6月15日の時点でございます。ちょうど法律の施行のときでございました。このときは3,728件の届出物件がございましたが、その後、グラフのような状況で持続的・継続的に増加しておりまして、直近10月12日時点で集計をさせていただいておりますが、この時点で1万270件の届出がございまして、8,759件が受理済みになってございます。現在、こういう状況になってございます。

3 ページ、地域別の状況でございますが、赤い色が件数の多い地域でございますけれども、東京、大阪、北海道、沖縄が赤い色になってございます。東京、大阪は当然人口も多いですけれども、北海道、沖縄は最近訪日外国人が多いということもございまして、非常に増えているということかと思えます。また、自治体別で見ますと、右側の下のグラフになりますけれども、札幌市の届出は人口規模等の比重が大きくなっている状況でございます。2番目は大阪市になってございます。

4 ページ、いわゆる民泊、住宅のような施設を活用して人を宿泊させる事業・営業を行うためには、住宅宿泊事業法による届出だけではなくて、旅館業法に基づく許可とか、いわゆる特区法に基づく特区民泊がございまして。住宅宿泊事業法の届出の状況につきましては先ほど御説明させていただいたとおりでございますが、この旅館業法に基づく簡易宿所、この特区民泊についてもそれぞれ増加基調にあるということで御報告をさせていただきたいと思えます。まず、旅館業法に基づく簡易宿所の営業許可施設数の推移でございますが、28、29、30年度と2,000～3,000件の増加があるということでございまして、特に京都市さんでこの簡易宿所の増加が目立っている状況でございます。また、特区法に基づく特区民泊の認定施設数の推移でございますが、平成29年3月以降、30年8月31日まで、下に書いてあるとおりでございますが、このようなペースで増えておりまして、特に大阪市さんの増加が著しいという状況でございます。上の箱の中にも書いておりますけれども、特に事業として行えるこれらの施設、法律手続等におきましては、365日できるということでございますので、こういったものが取れるところではこういったところの方がむしろ増えている、このような手続でやられている方が多いという印象を受けております。

5 ページ以降、前回ヒアリング等でいただきました御指摘に基づき、我々で実施してきた事柄について、御報告をさせていただきたいと思えます。

6 ページ、まず、関係事業者との意見交換会、議長から御指摘があつてさせていただきました。関係省庁で調整をいたしまして、我々観光庁だけではなくて、厚労省さん、消防庁さん、また、国交省不動産課の4課で基本的にはヒアリングをさせていただきました。8月30日以降、大体1カ月間で11の団体、また、会社からお話をお伺いしております。お話を伺った事業者につきましては、この表のとおりでございますが、いわゆるプラッ

トフォーマー、仲介業者さん、民泊をやっている団体の方々、また、不動産管理ですね。住宅宿泊事業の管理業者のようなことをやっていらっしゃるの方々、こういった方々からお話をお伺いさせていただいております。

7ページ、その概要でございます。特に今日ヒアリングをいただく課題ということで、システムの問題、自治体の届出の受付の問題、関係法令による規制の問題について御回答をいただいておりますので、この課題ごとに整理をさせていただいております。まず、民泊制度運営システムについて、1つ目は入力方法がわかりづらいという御指摘をいただいております。国籍を手入力したりとか、また、「定期報告」と書かれておりますけれども、定期報告だけではなくて届出そのものについてもやり方が一般の方からしたらなかなかわかりにくいのではないかと御指摘もいただいております。続きまして、北海道民泊観光協会、これは札幌市にある団体、オーナーさんを集めたような団体でございますけれども、特に届出の件数が全国でも多かったものですから、こういう方々の話をお伺いさせていただいております。この方々は、もともと代行をやっていらっしゃるような業者さんが中心になってオーガナイズをされていて、頻繁に連絡をとり合ってやっておられるようなのですが、この方々は、システムについては、紙の届出もできるし、行政書士の方と一緒にいろいろ事業をされて届出をされておられるようで、余りシステムについて必要性を感じないコメントもございました。続きまして、新経済連盟、これは楽天さんが中心となっているような経済団体、御案内のとおりでございますが、ここからは、本人認証、いわゆる事業の届出の本人認証の問題について、マイナンバーカード以外の方策と認証方針も検討してほしいという御意見をいただきました。HomeAwayさんというアメリカ発の仲介業者さんでございますけれども、こちらからは、行政書士が電子申請システムで申請がきちんとできるような機能を付けてほしいという御意見をいただいております。百戦錬磨さんは、日本の仲介業者さんでありますけれども、特に最近では地方部で農泊とか、そういったものに力を入れていらっしゃるという関係もあって、彼ら自身はシステム利用については余り問題視していないみたいなことをおっしゃっておられました。続きまして、自治体の届出の受付でございますが、こちらについて、まず、届出制であるはずが、自治体の窓口の運用が許可と同様に非常に厳しいのではないかと御意見をいただきました。また、受理前に、届出住宅への立入検査を求められる自治体があるとか、窓口への訪問を求められ、実態的にシステムの届出を阻害されているのではないかと御指摘もございました。安全措置を確認するための添付書類について、建築士による確認や署名を求める自治体、これは東京都さんの関係の自治体でございますけれども、こういった自治体があるということで、これも何とかしてほしいという御意見もいただいております。また、関係法令、住宅宿泊事業法以外の消防法とか、廃棄物処理法とか、こういった諸問題でございますが、こちらについてのコメントをまとめさせていただいております。まず、Airbnbさんからののですけれども、住宅を使用して事業を行うにもかかわらず、関係法令について一般住宅扱いとされず実態に沿わないという御意見をいただいております。建築基準法

上の取り扱いにつきましては、住宅宿泊事業法の中で取扱いが明記されておりますが、その他の事項についてはそれぞれの個別法で御判断されることになっているのですが、事業と同様に扱われるので、それについて何とかならないのかという御意見でございました。全般に係る問題でございます。続きまして、消防法につきまして、まず、民泊ホストの方は一般の方が多いので、いろいろ消防署員から専門用語みたいなことを言われて、非常にわかりにくくていろいろ現場では難しい問題がありますという御指摘をいただきました。また、一部、例えば、自動火災報知設備について無線式のもの認められたとか、若干の改善はあるのだけれども、大変それはいいと思うが、もっと運用を合理的にしてほしいという御意見もいただいております。廃掃法、廃棄物処理法でございますが、家主が同居しているホームステイの形でも事業ごみとして対処しなくてはならないのはいかがなものかという御意見がございました。また、事業の届出の際、既に廃棄物に関し、自治体窓口に相談をして、その相談の記録を添付して出してくださいとか、そういう届出、添付書類の追加を求める自治体があるので、これも何とかしてほしいというお話がございました。また、水質汚濁防止法の関連では、排水について、用途変更届出が必要な自治体もあるということで、これもいかがなものかという御意見がございました。一番最後、後ほど御説明をまたしたいと思っております。

8 ページ、システムの問題につきまして、現状と今後の対応等につきまして、御説明をまずはさせていただきたいと思っております。まず、このようなヒアリングをいただいた中で、実態としてどうなっているのかということ、まず最初に整理をさせていただいております。

9 ページ、今の民泊制度運営システムの届出の基本的な方式を整理したものでございます。一番左側の黄色のところ、縦でシステム利用、システム未使用と書かれておりますが、大きく分けては、当然システムを使ったものと、紙で申請される、窓口等で申請される方の2つがあります。そのシステムの中でも、電子署名をきちんとつけて届出行為そのものを電子的に行っているものと、②では、電子的に書類を作ったり、電子のデータで送付はするのだけれども、本人認証がついていない、電子署名がついていないので、届出書自身は印刷して、はんこだけ押して郵送なり窓口に出すというものがございます。先ほど申し上げた③は窓口方式でございます。それぞれにつきまして、今、どれでも利用者の方々に選択していただいているということでございます。

10 ページ、現状でございます。10月12日、先ほど申し上げた1万270件の届出が出ている中で、システムの利用割合は、先ほどの9 ページで①、②、電子署名のあり・なし、両方であわせて60.2%でございます。①電子方式、電子署名がついているものが22%、その他の電子署名のなしのものが37.9%ということになってございます。若干何らかの形でシステムを使っているという割合は、法律が施行された当時から比べると上がってきております。右下の棒グラフのとおり、若干利用率は上がってきているという状況でございます。

11 ページ、先ほど申し上げた事業者さんとの意見交換とは別に自治体向けの実態調査も

しておりまして、このシステムについて、どういう点について問題がありますか、ありませんかということをお願いしておりまして、その回答結果でございます。この11ページの中で、自治体からの回答の中では、受理済みのデータの編集機能をつけてほしいという要望が一番多かったです。ただ、これは自治体内部の問題ではございます。利用者との関係で申し上げますと、入力方法がわかりにくい、説明が少ないということが一番多かった。次に、全角と半角とか、こういったものの入力規則もわかりにくいという意見が多くございました。

12ページ、この事業者との意見交換、また、自治体の実態調査等、アンケート調査等を通じまして、まず、民泊制度運営システムについて幾つか改善策を講じていきたいと考えてございます。先ほど申し上げました受理済みデータの編集機能については、こちらはシステムの改修を行いたいということでございます。入力方法がわかりにくいとか入力ルールがわかりにくいといったものについても改修し、また、マニュアルとかいろいろ電話をして聞くのではなくて、入力ルールが画面上でわかるようなシステム改修をさせていただきたいと思っています。

○高橋部会長 すみませんが、もうちょっと手短にお願いします。

○鈴木課長 続きまして、行政書士については、新しく行政書士の代理入力欄を作ることとでございます。あと、本人認証の問題で、マイナンバー以外の方式でございまして、こちらは政府全体でいろいろな方策が検討されているかと思いますが、それに合わせて我々は検討させていただきたいと思っております。

14ページ、届出受付事務に関し実態調査を行い、その概要結果の御報告でございます。下の箱、①をご覧いただきたいと思いますが、システムではなくて書面を推奨している自治体も1つございました。また、システム利用を阻害されると懸念される事前相談ですけれども、3つの自治体で義務付けをしているとの回答もございました。また、届出前後の現地調査でございますが、18自治体。添付書類、条例等による上乘せが92自治体で行われているという状況でございました。また、消防法令適合通知書につきましては、消防法に基づいて適合しないといけないわけなのですけれども、これを届出時に必ず一緒に出してくださいという自治体が66自治体ございました。これは基本的には我々のガイドラインでも推奨しているのですけれども、現場においてもこのような状況でございました。⑥なのですが、届出の最初のやりとりから受理まで大体2週間ぐらいの期間が掛かっているという御回答がございました。

15ページ、実態調査と並行して、前回6月にいただいたヒアリングの後、御指摘いただいた事項を関係省庁とお話しして通知をしたものでございます。その内容でございます。内容は書かれているとおりでございます。ちょっとわかりにくいのは⑤かなと思いますが、こちらは、消防法令適合通知書につきましては、消防法令に適合すること自体は必要なので、事業を始める前の段階で必ず適合していることが必要なのだけれども、今までは届出のその瞬間に正に添付されていなければ届出を受け付けないという運用が多かったのです

が、そこは多少前後してもいいのではないかということで、このような書き方をさせていただいております。

16ページ以降、今後の対応でございますが、まず、来週11月7日に、自治体連絡会議、ずっと今まで4回、5回をやっておりますけれども、全国の自治体を集めて定期的に会議を行っております。今般の御意見等もお伝えして改善の要請を行っていきたいと思っております。先ほど申し上げました実態調査につきましては、現在、本当にそうなのかということとは個別に確認しておるのですが、そういったことをした上で、具体的な自治体名もあわせて公表することを検討したいと思っております。こういったものとあわせて、自治体に対して要請を発出していききたい、通知を発出していききたいと考えております。

最後、関係法令に係る手続について、概略を御説明させていただきたいと思っております。

18ページ、関係法令、消防法、廃掃法、水濁法、下水道法の4つが挙げられております。こちらの概要を簡単に御説明させていただきますが、消防法につきましては、消防法は直接適用になるので消防法の世界の中で御判断されているのですが、従来から住宅と商業施設が混ざっているような複合施設という類型があって、その中の当てはめで民泊についても取り扱われているのですが、その中のわかりにくい部分の解説とか、細かいところをいろいろ書いてありますけれども、若干の規制緩和措置などが行われておりまして、我々としても、消防庁と連携して、引き続き手続の迅速化に努力していききたいと考えております。廃掃法、廃棄物処理法でございますが、こちらにつきましては、いわゆる事業ごみだという整理を環境省でしていただいております。事業ごみとして処理してくださいということを我々としても言うております。また、取り扱いについては、環境省と御相談していききたいと思っております。水濁法と下水道法については、これも基本的に同じなのですが、水濁法の中で、ある特定施設に該当すると、特別の取り扱い、水質汚濁防止のための特別な取り扱いをしてくださいという整理になっておりまして、いわゆる旅館業法に基づく旅館業の対象は、すべからず水濁法の対象になっているということでございます。法規制的に申し上げますと、人を有料で宿泊させる営業は旅館業なので、住宅宿泊事業の定義もその中に包含されるという格好になっておりまして、現状で申し上げますと旅館業の対象になりますから、その特定施設に該当するという扱いになります。下水道法も、水質汚濁防止法を引いております。特定施設になると届出等をしてくださいという事業等が発生します。こちらにつきましては、観光庁といたしましては、廃棄物処理法、水質汚濁防止法、下水道法については、住宅宿泊事業も一律に事業だという扱いになっているので、何とか柔軟な運用ができないか、御相談をさせていただきたいと考えてございます。

大変長くなりまして、申し訳ございません。説明は以上でございます。

○高橋部会長 どうもありがとうございました。

45分をとっておりますので、質疑応答をよろしく願いいたします。いかがでしょうか。どうぞ。

○大崎専門委員 御説明をありがとうございました。

質問させていただきたいのですが、1つは、10ページのシステム利用率。私も知り合いの事業者の関係者からいろいろ個人的に話も聞いたのですが、その人たちが言っていることと随分数字が違うので、改めて確認をしたいのですが、この60.2%は完全にそのシステムのみで手続が完了したというものなののでしょうか。もしそうでないとしたら、システムのみで手続が完了した割合は幾つなのか、教えていただけますでしょうか。

○高橋部会長 どうぞ。

○鈴木課長 システムには2つの要素がございまして、例えば、添付書類の中に不動産登記簿の写しという添付書類がございまして。我々の届出の仕組みの中では、それをパシャッと撮ってPDFで添付していただくことを認めておりますので、我々のシステムの中では電子化できることになっておりますけれども、ただ、一般の方からすると、登記簿を不動産登記所に取りに行かないといけない。そこも含めて考えると、なかなか全体として本当にそこまで含めて電子申請ではないので、登記簿の取得については、そこまで言われてしまうと、全部完全に完結したものはないことになります。そういう点が1点あります。

もう一点、基本的には10ページの中のシステム利用の①、電子署名ありのものは、ほとんどの書類については電子的に出しておりますけれども、図面の中で大きくて、コピーをして郵送してもいいよと、そっちのほうが本人が便利だよと思えば、そういうことをしているものもあります。

この22.2%のうち、18.8%、その多くは、その下のところのコメントもございましてけれども、1枚、そういう書面、紙で郵送しているようなものが入っていますので、逆に引き算をすると、3.4%ぐらいがうちのシステムの中で電子で完全に終わっているという世界になります。

○大崎専門委員 確かにPDFにすること自体が面倒だからとかという利用者側のこともあるのでしょうし、また、北海道の利用者の団体、事業者の団体に聞かれたら、むしろ要らないのではないかみたいなお話もあったということだったのですが、ただ、ちょっと私が思いましたのは、もともとこの民泊は、どういう使われ方をするかはいろいろあると思うのですが、基本的な発想としては、自分で持っている家なり部屋なりに余裕のある人が、ほかの人と分かち合おうというシェアリングエコノミーの発想ですよね。ですから、ごくごく普通の一般の人がそういう余裕があるからちょっと登録をしてやってみようかなというものをできるだけ広げていくことが、一つの方向だと思うのですよ。

ところが、さっきおっしゃったような話を聞くと、もともと事業として相当、例えば、代行とかをやっていた人が司法書士とも組んでやっていますという、そういう言い方はよくないかもしれませんが、まさに御商売ですよね。御商売でやっておられる方がいいですよと言っているからいいのだとはしないで、ごくごく普通のその辺の人が、ちょっと興味があるからやってみたいということの敷居を下げるような方向でシステムの改善を考えていただきたいなと思うのです。

同じようなことで、先ほど関連法令との関係でお話はあったのですが、その水質汚濁防

止法とか下水道法で、民泊をやるとすぐに特定施設になってしまうという、その仕組みがいか悪いかということはここで余り議論するべきことではないと思うのですけれども、機械的にそういうことになるのであれば、例えば、民泊としての届出を観光庁で受け付けた段階で、観光庁が代行して届出をしてくれるみたいなやり方だってあるのではないかと思うのですが、その辺はいかがでございましょうか。

○鈴木課長 ありがとうございます。

まず、システムにつきまして、例えば、一部の高齢者の方でパソコンが苦手な方もいらっしゃるかもしれませんが、ただ、そういうことはさておき、システムとしてやりやすくなるように、我々としても今も予算要求をさせていただいておるのですけれども、少しずつ、わかりやすく、普通の人ができるようにしていきたいと思っておりますので、そういった方向で引き続き努力をさせていただきたいと思っております。

また、廃掃法の届出とか水濁法の届出なのですけれども、自治体間で情報の共有をできるだけしてくださいという話は、我々としては当然お願いをさせていただいてございます。そのほか、行政書士さんなんかも比較的得意な話だと思いますので、こういったところもいろいろ連携をして、できるだけ負担の少ないやり方を一緒に考えていきたいと思っております。

○高橋部会長 いかがでしょうか。

よろしいですか。

どうぞ。

○川田専門委員 どうもありがとうございました。

私が驚いたのは、14ページの「④添付書類」なのですけれども、調査を行った101自治体の中の92自治体が法令に規定されている以外の書類を要求しているという実態があるわけですね。それに対して、次のページにある通り、「④添付書類の簡素化を検討すること」を求める通知を出したとあります。事業者から見ると、法令上要求されていない書類の提出は当然必要ないということになりますが、どうして「検討する」だけなのかということが一つ。

もう一つは、「デジタルファースト」に取り組む中で、「この紙はやむを得ない」というような事情が出てくるとは思いますが、そのようなものに対して、電子化を推し進めるために何らかの施策や支援を行うことを考えておられるのかどうか。

その2点について、お聞きしたいと思えます。

○鈴木課長 まず、1点目の法令上ということ。この法令の言葉遣いが少し正確でなかったのかもしれませんが、条例等で自治体が上乘せをして求めているものが多いということでご覧になって、国の省令レベルまででは必要だということで、届出時も自治事務ということになりますので、添付を求めている書類を自治体で上乘せされてやられているという状況でございます。

特に、我々から見ていると、例えば、住民票の写しなどは、自治体の内部、住基ネッ

トなどで確認できると思いますので、そういったものは要らないのではないのでしょうかという要請もさせていただいているのですけれども、彼らからすると、受付事務の円滑化のために必要なだみみたいなことを条例でやっておられるという、これは実態としてある。我々としてはそれはどうかと引き続き思っていますけれども、そのような実態がございます。この法令は、国の省令以上という意味で使わせていただいております。

続きまして、システムを通じた取組・届出が増えるようにという努力でございまして。今、特にやっているというのは、システムをいろいろな人の話を聞いて、使い勝手が悪いという御批判も我々にはいただいておりますので、そこは一つ一つ、予算との兼ね合いもありますけれども、改善をしていきたいなと思っております。

また、いろいろな我々のほかのイベントというのでしょうか。情報発信、ホームページ上のいろいろなところでも、できるだけシステムの利用を呼び掛けていきたいと思っておりますし、また、自治体でも実質的にそのシステムを通じた届出ができないような運用をしていないのかという点については、きちんと是正を求めていきたいとは考えてございます。少なくとも利用しやすくすることは我々の責任だと思っておりますので、そこはきちんと対応していきたいと思っております。

とりあえず以上でございまして。

○高橋部会長 今の話ですが、住民票や、つまり、独自の上乗せをするという観点からいろいろと項目を増やすことは、ある程度の範囲であれば地方自治で認められたものです。ただし、自分の手間のために、住民票や周辺地図、周辺地図だって自分の自治体の周辺地図ですから、自治体はわかっているはずで。よって、ある意味ではこれは比例原則違反です。要するに、目的に不必要な過剰な添付書類を要求しているということなので、そういう意味で、比例原則の観点から問題なのではないかという点、かつ、民泊法の趣旨があるので、事業者の活動を阻害しないような条例制定のあり方があるという点、これは、はっきり指摘し正面から問題提起していただくべきであると思っております。私も地方分権を進める立場ですからなかなか言いづらいのですけれども、そこは正面から問題提起していただかないと、これは話が進まないと思っております。必要以上の上乗せの添付書類は要求しないと、是非そこははっきりさせていただければ、一個一個、要・不要ははっきりしていただければ良いと思っております。そこはくれぐれもよろしくお願ひしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○鈴木課長 本日の議論も受けて、11月の下旬、先ほど申し上げましたけれども、300人ぐらいの全国で101自治体の担当者を全員集めてやっている会議もございまして。こういった今日御指摘があったことも含めてしっかりお伝えして、再検討をお願いしたいと考えております。

○高橋部会長 議長、どうぞ。

○大田議長 ありがとうございます。

民泊新法に基づく民泊に関しては、最初から法令違反ではないかと思われる条例があっ

て、営業日数の制限とか法令から明らかに逸脱した条例があつて、問題になっていました。しかし、いかんともしがたいということで、一生懸命自治体にそれを周知していきたいというお答えを観光庁さんから何度ももらっております。

今、高橋部会長からありました点も正にそうですので、ここはしつこくやっていただきたいと思います。今日の資料にある関係事業者からの意見にも、「窓口への訪問を求められ、システムでの届出を受け付けない」と。これは一体どういうことなのか、具体的に自治体から理由を聞いていただきたいし、その状況をホームページで公開していただきたいと思います。これが1点です。

次に、オンラインでの申請について。民泊新法の民泊は、ICTの発達で初めて可能になった新しい宿泊サービスですから、オンラインで届出が完結することが命であるということが、議論の過程ですつと出されています。

今日の資料にあるデータでいきますと、この届出方式のうちの①はオンラインで完結できるわけですね。一部の重い書類があるので例外はあつても、オンラインでの完結であると。②は、打ち出して印刷して郵送または持参ですから、単にシステムを使うというだけです。そうすると、①のオンライン完結型はまだ22.2%にとどまっているということです。これに対してこれから何を改善していかれるのか。

先ほどシステムを使いやすくということでしたが、多分それだけではないのだろうと思うのですが、22.2%を増やすために、システムの改修以外に具体的に何をなさるのかお聞かせいただきたいと思います。前回、本会議でヒアリングをさせていただいたときも、オンラインでの届出を基本とすることを書いてくださっていて、自治体に対してもシステムの利用の促進を図っていくということを書いてくださっていますので、具体的に何をしていくかを伺いたいと思います。これが2点目です。

最後に、18ページ、関係法令に係る手続についてが一番下のブルーの字のところですね。旅館業の対象に含まれるということで一律に扱われているというところですが、民泊新法に基づく民泊の場合は住宅専用地域で行うということで、180日という営業日数の制限が設けられました。しかし、実際にやるときは、旅館業と同じ扱い、ということでは法の趣旨に矛盾すると思います。この点について「柔軟な運用を要請」とありますが、観光庁としては、もっと強く出て交渉していく方策はないのかと思うのですが、いかがでしょうか。

以上、質問は2点です。1つ目はお願いですので。

○鈴木課長 ありがとうございます。

1つ目の問題については、引き続きしつこくというか、継続的にきちんと自治体には強く求めていきたいと思っております。

○大田議長 システム改修以外に具体的な改善策はないということですか。

○鈴木課長 1つ目というのは、本当の一番最初。3つあるということでもいいのですよね。

○大田議長 わかりました。

○鈴木課長 2つ目の問題が、オンラインの利用の割合を上昇させるということなので

けれども、当然、自治体にも我々ガイドラインにも電子申請を基本とするということを明記させていただいて、また、自治体さんはそれを推奨していただくようお願いさせていただいている状況でありますけれども、さらに加えてということで、特に本人認証の部分が、多分これはマイナンバーカードの普及率とあいまってこういう数字になっている部分が少なからずあるのではないかと考えております。そちらの全体の議論の中でということになるのではないかと考えますけれども、そういった方向を見ながら、もっとより簡便な方法で同様のセキュリティーが確保できるということになれば、そちらの方向にシステムを改修していくということも検討してまいりたいと考えております。

3つ目、18ページ目の問題なのですけれども、確かに、廃棄物処理法、これは民泊だけではなくて、本当は私の個人的な意見なのですけれども、旅館業法の中でも、自宅を兼ねてやっているような季節的な民宿みたいなものとか、例えば、家で商売を小規模にやっているようなものとか、いろいろなもっと境界的な事例もありますので、住宅宿泊事業法だけを特別にというよりも、そういう軽微なものを全体でどう扱っていくのかということはいち早く検討していただきたいと思うのですが、それは所管省庁さんでの基本的な検討になるのは事実だと思いますので、我々としては、ただ、形式的には所管をしていないので要請ということになりますけれども、是非今回の御指摘も踏まえてお願いさせていただきたいと考えております。

○高橋部会長 関連して、後でまた先生方にお聞きしますが、まず、本人認証の話なのですが、これは何でID・パスワードだけではだめなのですか。何でマイナンバーまで要求しなければいけない。そこはなぜでしょうか。

○鈴木課長 最終的には我々の判断ということではありますけれども、このシステムをつくる過程で、内閣官房等々のITに関連する部門ともいろいろお話をお伺いしております、バランスを見ながら、こういう事業については、セキュリティーとかなりすましかを考えると、マイナンバーカードによる申請とすべきではないかということをしていろいろ御意見をいただきまして、我々としてもそうかなということでこのような形にさせていただいております。

○高橋部会長 届出ですよ。届出についてまで、ほかの手續と同じように、しかも民泊などについても、マイナンバーが絶対に要するという話なのですか。

○鈴木課長 現状でも、届出をされた方が、届出番号を偽って仲介業者に違法なまま掲載されたりとか、割となりすましかは多い業界と申しますか、実態がそういう状況でもありますので、もともと民泊新法をつくる時に、そういう苦情めいた話とか、いろいろな社会的な問題もあってこの法律ができていう部分もあろうかと思っております。

実態としては、この事業の開始の部分でございますので、我々としては、先ほどのセキュリティーとかなりすましかを考えると、マイナンバーカードの申請とすべきだということかなと思って、こういうことにさせていただいております。

○高橋部会長 今、新法をつくり出すという話で、かつ、IT室でもガイドラインをつくる

という話ですが、それでもIT室からそういうふうに言われているということですか。

○鈴木課長 システムを作る時点ではそういうことの御指導をいただいております、また状況が変わってくれば考え方は当然変えていかないと。

○高橋部会長 このような届出の手続までマイナンバーが要するということだと、本当にIT化は進まない。私はIT室が言ったとは信じられないので、そこは是非もう一回、新しくガイドラインができたときによくIT室と相談していただきたいと思いますし、我々もその結果をお聞きしたいと思いますので、よろしくお願いします。

もう一つ、システムなのですが、非常にわかりづらいシステムです。民間の人が本当に最後までシステムに項目を入れ込めるかということ、ものすごくハードルが高いのではないかと思うのです。この点、御自身で、自分が民間業者、一素人としての業者になったつもりで入れてみられましたか。

○鈴木課長 はい。私も一度試したことがございました。

○高橋部会長 できましたか。

○鈴木課長 できますが、難しいと思います。

○高橋部会長 申し訳ございませんが、御担当の方だから何を入れればいいのかかわかっているわけですよね。ご担当の方が、最後までいきつくことができても、図らずも難しいとおっしゃったら、法令を知らない方、よくわからない方が最後までいけるかということ、これはいけないと思います。

ですから、ガイドライン機能もつけて、かつ、全角でなければいけないところに半角を入れたら修正表記の赤がつくとか、本当に使い勝手がいいようなシステムを組んでいかないといけない。私も納税のものを入力しようと思いましたが、本当に汗をかきました。そういう意味では、ユーザー目線でもう一回システムを見直していただく必要はあるのではないかと思います。そこは、いつか見直していただけるのでしょうか。

○鈴木課長 はい。今、資料にも書かせていただいておりますとおりでございますが、まさに予算要求をさせていただいております、システムはきちんと改修をさせていただきたいと考えております。

○高橋部会長 そのときに、ユーザー目線で、ユーザーの方も入れていただいて、これならできるという方向で、システム改修の業者に発注をしないと、業者はそのまま仕様書を受けるだけ。要するに、自分の技術的な判断で作ってしまいますから、そこはきっちりユーザー目線でやれるようなものに是非していただきたいと思います。

○鈴木課長 はい。

○高橋部会長 ほか、いかがでしょうか。

濱西専門委員、それから林委員、どうぞ。

○濱西専門委員 民泊新法と条例との関係が先ほどから出ているのですけれども、条例による上乘せがどこまで許容されるのか、法所管の観光庁が第一次的判断権をお持ちではないかと思うのです。したがって、条例による上乘せがどこまでできるのかという基準を明

らかにしないといけないのではないかと思うのです。

例えば届出制が許可制のような運用実態にあるということが指摘されているわけですが、例えば具体的に受理前に、行政手続法の規定との関係で受理という言葉がふさわしくないとしますので受け取ると言い換えますが、届出を受け取る前に届出住宅への立入検査を求めるとするのは、明らかにこれは届出制から逸脱しています。

そこまで民泊新法が許容しているのか、条例によるそうした規制を許容しているのかというと、条例の規定の根拠なしに、實際上、行政指導みたいな形で行われている可能性も高いとは思いますが、こうした行為について違法の疑いがあるのではないかという懸念を拭い去れません。したがって、一件一件になるかと思いますが、きちんとこうした実態を踏まえて是正していく必要があるのではないかと思います。基準を明らかにした上で是正をしていく。そのことについて御回答をお願いします。

○高橋部会長 いかがでしょうか。

○鈴木課長 ありがとうございます。

自治体が条例を定めること自体は地方の議会でお決めになられることで、それ自体、国土交通省の何かしらの関与、承認等が求められて認められているわけではございませんので、そういった意味での承認基準みたいなものを作ることになるとなかなか難しいのかなと我々は思っておりますけれども、ただ、法律の趣旨から見て、これはやり過ぎではないかとか、これは手続法違反の疑いがあるのではないかということで考えられる事柄については、都度、御指摘をさせていただいて、再検討を求めていきたいと思っております。

我々としては、自治体との関係、自治事務でありますので、そこの壁というか、ハードルは難しいところではありますけれども、精一杯努力をしていきたいと思っております。

○濱西専門委員 法定受託事務と自治事務のどちらであろうと、条例は法律の範囲内では制定できないわけですから、それを自治体が条例で決めることですからというのは、私は法所管の観光庁として踏み込みが少し足りないのではないかと考えます。観光庁は法所管でありながら、自治事務だから条例で定めたものについては全て許容されるとおっしゃるつもりなのでしょうか。

○鈴木課長 ありがとうございます。

当然望ましくないとか、適切でないとか、我々としての意見は述べさせていただきたいと思えます。ただ、認めるとか認めないとかということが、今の法律の制度の中では、そういう立場にはないというだけで、我々としては、適切でないとか、そういうことは当然我々の考えとして述べさせていただきたいと思っております。

○高橋部会長 地方自治法において、是正の要求とか、著しく法令に反する場合、事後的関与はあります。

○鈴木課長 我々が総務省さんからお伺いしている中では、条例の制定そのものについては是正請求はできないとお伺いしております。ただ、是正請求はできなくても趣旨として望ましくないものは望ましくないとお伝えすることはさせていただきたいと思っております。

すけれども、条例そのものについては是正命令権はないのではないかと伺いしております。

○高橋部会長 でも、条例に基づく具体の行為についての是正要求はできるわけですよね。

○鈴木課長 ただ、条例に定められて条例に基づく行為としてやられている問題について、我々がそれを禁止するとかということにはならないと思いますので、我々としては、望ましくないということで粘り強くお願いしていくということになるかと思います。

○高橋部会長 そこは、総務省の回答を整理するため、次回まで持ち越したいと思います。林委員、どうぞ。

○林委員 ありがとうございます。

私も同じ条例の上乗せ規制のところが弁護士なので気になってしましまして、ただ、例えば、先ほどの14ページの住民票についても、鈴木課長には本当に率直に「どうかと思う。」ということをおっしゃっていただいたので、私としては大変心強いなと思っております。

言うまでもなく、条例の上乗せ規制は合理的な根拠のあるものでなければ憲法違反になるわけですので、その点について、そういうふうに合理性について疑問があるとお感じになっているとすると、この15ページに書かれています7月13日に出された通知での書き方は、例えば、②などについても「届出者の負担増加となることのないよう留意すること」という書きぶりでは、やはり先ほどから各委員から御意見があったように、踏み込みが足りないのではないかと思います。

各自治体においては、例えば、役所に来て事前相談をすることを義務化しているようなところも我々の資料では確認しておりますし、具体的な合理性が疑われるような事実上の上乗せの運用が行われている実態が明らかになっているわけですから、まずは、先ほどおっしゃっていただいたとおり、16ページに書かれております11月7日の時点で、明確に改善を求めていただく。それに加えて、この後、2つ目の○で書かれている、もう一度出されるという通知の中では、より明確に憲法上も上乗せ規制としての合理性に欠けるのではないかとこの疑義が指摘されているなど、御庁としてのお考えをお示しいただくことが必要ではないかと思います。

以上です。

○高橋部会長 何かコメントはありますか。

○鈴木課長 文面については、引き続き御指摘を踏まえて検討させていただきたいと思っております。

○高橋部会長 それから、先ほどの論点はいいのですが、例えば、7ページですが、この○の届出の受付の項目について、許可制と同様という、実態はわからないので何とも言えないです。しかし、例えば、立入検査権を受理前に行使できると条例で書いてある例があるのですか。

○鈴木課長 この問題について条例にどう書いてあるのかわかりませんので、後ほど。

○高橋部会長 こういう条例は、あり得ないと思います。

それから、システムでの届出は訪問がない場合には受け付けないと、条例には書けないと思います。これは行政指導ベースでやっていて、かつ、こういうことをやっている行手法・条例違反ですね。明確な行手法・条例違反。これは国賠で絶対に負けます。

3番目、添付書類について、こうやって条例に書いてあるのですか。建築士による確認や署名が要ると。

○鈴木課長 この部分については、東京都さんがガイドラインで作っていらっしゃるだけなので、逆に言うと、届出のときに、ないのに受け付けないということをするので、行政手続法違反になるということだと思います。今、私の理解は正確ではないかもしれませんが、条例には書いていないと思います。

○高橋部会長 書いていないでしょう。こんな怖いことを条例に書けるはずはないので。そういう意味では、今の条例論とは別に、これはまさに行手法・条例違反であるという指摘はできると思いますけれども、具体的に事例を挙げて。

○大崎専門委員 事前相談もそうではないですかね。事前相談が条例に規定されているのですか。ちょっと考えにくいですね。

○高橋部会長 事前相談はどこに書いてありますか。

○大田議長 前回議論したときに出てきた話です。

○高橋部会長 事前相談も多分行手法・条例違反だと思います。

だから、何でもかんでも条例で書いてあるから口出しできないという話ではなくて、現に一つ一つの運用を詰めていけば、条例に書いていないこと、書けないことをいっぱいやっているのではないかと思います。それをきちんと、条例に書いていなかったら、行政指導ベースで行政をしたら、行政手続法・条例違反ですから、それは御庁として、法治主義を守るという観点から、この分野について所管官庁としてしっかり指摘していただきたいと思います。

○鈴木課長 ここに書かれていることは、全て当然条例で書かれていることではないと思います。行政指導ベースでやっていたら、システム未利用の場合、書面による場合での行政手続コストは、作業時間がどれくらい違うのかということも調査されているのかどうかという点です。実際に、1自治体が書面を推奨、特にシステムを推奨していない自治体が22あることを踏まえれば、オンライン完結のほうが優位性があることを明示しなければ、こういった自治体が電子システム利用の推奨にシフトしないのではないかと思います。

○高橋部会長 ほか、いかがでしょうか。

野坂委員。

○野坂委員 電子システム利用推奨を前提とした上で、基本的なことを三つお伺いするのですが、一つ目は、電子システム利用をした場合とシステム未利用の場合、書面による場合での行政手続コストは、作業時間がどれくらい違うのかということも調査されているのかどうかという点です。実際に、1自治体が書面を推奨、特にシステムを推奨していない自治体が22あることを踏まえれば、オンライン完結のほうが優位性があることを明示しなければ、こういった自治体が電子システム利用の推奨にシフトしないのではないかと思います。

二つ目としては、届出から受理されるまでの期間は、電子システム利用と書面での違いはそれほどないのかという点です。自治体側がチェックする上で、例えば、書面のほうが時間がかかるということがないのかどうかということです。これも先ほどと同じ理由で、オンライン完結のほうが優位であることを示すべきではないかと思います。

三つ目は、これは全く別のことですが、7ページの消防法のところで、消防法の運用が合理的なものとなるようにしてほしいということは、現状では合理的ではないということなので、具体的にどういった点が合理的でないのか、もしおわかりでしたら教えてください。

以上です。

○高橋部会長 御回答をお願いします。

○鈴木課長 現状で、調査として、どれぐらい電子申請と通常の紙の申請と所要時間がかかるのかということを確認しているものではございません。ただ、システムを利用せずに紙で出すと、自治体で、今、統一的に国全体で使っているシステム、自治体もログインして使えるようなネットワークシステムを使っておりまして、代理で自治体の方が入力しないとイケない仕組みになっております。

そういった意味では、自治体の方も電子申請でやっていただいたほうが業務負担は非常に減るような仕組みになって、それでインセンティブを感じていただけるようにしている状況でございます。また、どれぐらい届出の時間に差があるのかということは、私は余りではないかと思うのですが、後ほど確認をさせていただきたいと思います。

最後は何でしたか。

○野坂委員 7ページの消防法の合理的になるようにしてほしいという依頼の点です。

○鈴木課長 全般論としては、住宅扱いなのだからという御意見をいただくのですけれども、具体的に特にこれをというのは、我々は例示的に申し上げると、例えば、共同住宅などで、その住宅の中で事業用に使っている部分の比率によって規制の段階が変わる瞬間があるので、1室ふえることで上の段階に上がってしまうとなかなか始めづらいうのでどうかなとか、共用部分の工事が必要になってしまうような問題については非常に難しいという話はお伺いはしております。例示的なものでしかないのですけれども。

○高橋部会長 最後の関係法令についてです。これはシステムの、他法令の手続をどう履践すれば良いのかということは、一覧性を持って申請者がわかるような仕組みに、ポータルサイト等ではなっているのでしょうか。

○鈴木課長 廃掃法とか消防法については従前から議論があって、そういう案内ができていたような状況になっておりますけれども、水濁法とか下水道法までは、よく見れば通知の中にそういう通知が混ざっていることはあると思うのですけれども、余りわかりにくいような状況になっていると思いますので、改善も考えさせていただきたいと。

○高橋部会長 是非そこは改善してください。

それから、今、図らずも課長がおっしゃったように、民泊のシステムに合っていない他

法令の取り扱いがあると思います。この点は、所管官庁として他省庁を巻き込んでもう一度消防法と同じように調整していただくということはお願いできますでしょうか。

○鈴木課長 最終的にお決めいただくのは法律の所管官庁になってしまうと思いますけれども、我々としても、住宅宿泊事業法を所管する観点からきちんとお願いさせていただきたいと思っております。

○高橋部会長 是非、主導権を持って民泊を進めるという立場から、所管官庁を巻き込んで議論していただければと思います。

最後、お願いいたします。

○大田議長 議会が決めれば法令に違反した条例であっても定められるのかどうかということは、前々から疑問で、総務省の見解は前に伺ったのですけれども、改めて議論を整理したいと思えます。

質問は、行政手続法違反だった場合に、「指摘していきたい」という鈴木課長からのお答えがありましたが、それ以上のことはできないのですか。

○鈴木課長 憲法違反かどうかということで、挙証責任は当該自治体にあることになると思うのですけれども、つまり、違反していないかどうか説明するのであれば、我々としては、疑いというか、あるのではないですか、そういう観点の問題があるのではないですかという御指摘をさせていただき、我々としての考えを述べさせていただきということが、今の役割分担になっているかと思えます。

○高橋部会長 繰り返しますが、条例の話は後の機会に議論します。行手法違反であり、著しい法令違反であれば、それは是正の要求をすればいいのですよね。自治法上の関与があるのだから。地方公共団体と国は大人の関係になったのだから、堂々と法令違反だと考えれば、国が前に出て、自治体の法令違反を指摘して事後的な関与として直せばいいわけです。そういう性根が据わっていないから、要するに、こういう話になる。大人の関係になったので、しっかりそこは、場合によっては自治法上の関与もありますよという形で、自治体に迫っていただかないと、物事は進まないのではないのでしょうか。これは分権の観点からもそうだと思いますよ。

○鈴木課長 それについては、また事実関係をきちんと御確認させていただいて。

○高橋部会長 条例については、後で議論します。でも、条例ではない行手法違反の行為については、著しい法令違反だったら、これは自治法上の是正の要求の対象になりますよという姿勢で、要するに迫っていただきたいという話をしています。

○鈴木課長 私の知識不足で、地方自治法の関係規定を、今、十分に読み込んでいないのであれなのですけれども、当然、我々としては適切でないものは適切でない、という疑いもあるということも御指摘いただいたわけですから、こういった御指摘も踏まえて対応してくださいということはきちんと御指摘させていただきたいと思えます。

○高橋部会長 濱西先生、何かありますか。

○濱西専門委員 高橋部会長が言われたとおりなのですが、要は、今回の条例とか事務に

については、行政手続法、地方自治法、民泊新法等の3つが関係しています。行政手続法との関係で言うと届出は民泊新法で定まっているので、行政手続法の定めるルールが適用されるということですし、地方自治法との関係で言うと地方公共団体の違法または著しく不適正な行為については助言・勧告、是正の要求といった国の関与のルールが法定をされているということです。民泊新法と条例の関係については、また別に議論させていただくという整理でよろしいかと思います。

○高橋部会長 コメントを2つも書いた行政手続法の違反事例については、非常に遺憾です。しっかりやっていただければありがたいと思います。

これでよろしいでしょうか。

時間がちょっと過ぎてしまいましたので、よろしくお願いたします。引き続き、協議をしていただければありがたいと思います。

お忙しいところ、どうもありがとうございました。

(観光庁、厚生労働省、退室)

○高橋部会長 それでは、次の議題に移ります。

続いては、経済団体からも多くの意見が寄せられました、個人事業主の事業承継の簡素化につきまして、事務局から御説明を頂戴したいと思います。

よろしくお願いたします。

○石崎参事官 それでは、資料3「個人事業主の事業承継時の許認可手続の簡素化について」というペーパーをご覧ください。

このペーパーは、事務局で用意しました。本日、委員各位に御議論いただきまして、いろいろ御意見をいただいた上で、また各省庁と話をしていきたいというスタンスのペーパーでございます。

3ページ、「(参考) 団体からの要望事項」とありまして、経済団体、具体的には全国商工会連合会や商工会議所から、事業承継の円滑化のために、業種ごとに要する許認可に関する手続を簡素化すること。特に、個人事業主が生前に営業者の地位を譲渡する場合の手続を簡素化してほしいという要望をいただいておりますので、それについてのお話でございます。

1ページ、こちらに背景が書いてあります。個人事業主の早期の事業承継の必要性とありまして、現状におきましては、70代以上の経営者が大体80万人を超えており、その6割以上が事業承継を希望しているという中で、行政手続の面倒さが事業承継の阻害要因となるべきではない。現行法上は、先ほど述べましたとおり、死亡による相続のときは、簡易な届出なのですけれども、生前の承継等の場合は、新規の許可を改めて取得する必要があるということでもあります。

2ページ、営業の許認可を必要とする個人事業主の全体に占める割合でありますけれども、下のグラフにありますとおり、飲食店、建設業、理美容業、クリーニング業、酒小売業、旅館業、こういった許認可が必要な個人事業主は、少なくとも今のデータでいうと4

割ぐらいがそういった許認可が必要であるという状況にあります。

3 ページ、先ほど説明したとおりであります。

4 ページ、我々事務局としても少しヒアリングをいたしましたところ、枠囲みに書いてありますとおり、本来は事業内容を把握している先代が存命のうちに経営を譲り受けたいが、生前承継の場合には、手続きが煩雑であるため、相続開始まで事業承継の手続きを待っているとか、事業承継の場合には、個人事業主の場合は、営業を行いながら行政手続きを行わなければならないとか、国の出先機関でも、営業許認可に対応可能な職員が少なく、出先機関まで行っても添付書類の不備などにより何度も往復しなければならない等の問題点があるということでございます。

5 ページ、6 ページが、現行法上の課題を整理したものであります。

5 ページ、表を見ていただければおわかりになるのですが、法人の場合は、相続という概念あるいは承継という概念はございませんから、代表者がかわっても、特段の手続きは必要がないということで、全て○ということなのですが、個人事業主の場合は、先代死亡時、相続時の場合に、子または配偶者に関しては簡単な承継でありますけれども、以下は民法相続が可能な場合に関しては届出ですが、それ以外の場合は新規の許認可が必要だということでございます。食品衛生法の例で書いてありますけれども、相続の場合は許可営業者の地位を承継する。

6 ページ、詳しく言いますと、承継のフロー図がありますけれども、先代の死亡時には、配偶者または子は、承継届等の簡易な手続きによる地位承継が可能。配偶者または子がない場合は、民法相続順、すなわち、孫、直系尊属、さらに兄弟姉妹という順番で地位承継が可能になっている。配偶者または子がいる場合は、例えば、孫の場合も、承継する場合は新規の許認可が必要であるという現状であります。

7 ページ、それぞれの業種ごとに相続の場合の地位承継届の場合は、非常に提出書類の書類数も少ないのでありますけれども、先代の存命時の生前承継、これは新規の許認可と同じになりますから、例えば、飲食業でいえば営業設備の配置図とか、水質検査成績書、その他の法律においても、図面等、あるいはその図面の見取り図とか、もろもろの書類が必要になるということでございます。詳細は省略させていただきます。

12 ページ、許認可の承継（新規の許認可が不要）に関する規定の類型でありますけれども、その相続承継規定のみ、今回、商工団体が問題にしているような、食品衛生法、美容師法等、1 に書いてあります幾つかの法律については、生前の親から子への承継の場合には、相続ではないため、新規の許認可が必要である。2、幾つかの法律には、相続承継以外に全部事業譲渡の場合の承継規定がありまして、これにつきましては、事業譲渡契約を添付すると、生前の親から子への承継の場合でも、全部事業譲渡に該当するので、新規の許認可は不要。要すれば、飲食店等については相続だけありますけれども、揮発油販売事業者、いわゆるガソリンスタンド等におきましては、生前の親から子への承継の場合でも、新規の許認可が不要になっているということでございます。その他、3、4 に関しまし

ては、幾つかの中小企業関係の法令において事業承継規定があつて、この中小企業の経営強化法の認定を受けた場合には、事業承継が届出のみで完結するという類型が3と4であります。

具体的な規定ぶりは、13ページ、14ページ、15ページにありますけれども、詳細は省略させていただきます。

17ページ、「5. 改善案」であります。親族内の承継について、事務局としての改善案でありますけれども、1として民法上の相続順位にこだわらず、孫、兄弟等についても、簡易な手続承継を可能とすべきではないか。事業承継の成否が、民法上の財産相続とは異なつて個人の能力等に依存するため、子に限定する合理性がないと考えられるからであります。2として、相続のみならず生前承継、先代存命時の場合も簡易な手続による承継を可能とすべきではないか。これは、括弧内にありますとおり、今でも死亡による相続の承継の場合には特段の問題が生じたとは聞いていないわけですが、先代が健在であるうちに承継する場合にはその知見を活用することが可能であるということで、死亡相続よりも問題等が起きる可能性は低いと考えられるのではないかとということで書かせていただきました。最近に従業員等の親族外への承継もふえておりました、こういったことにつきましても、簡易な手続による承継を可能とするべきではないかとということでございまして、太字でまとめを書いてありますけれども、相続等に限って許認可承継を認める幾つかの法律についても、全部事業譲渡の許認可を認める法律に倣つて、親族内の生前を含む承継や従業員などの親族外承継等の場合にも、新規の許認可を不要とし、簡易な手続による承継を可能とすべきではないかとということであります。

18ページ、19ページ、今回、経済団体から簡易承継ということで御意見をいただきまして、それに対する幾つかの省庁の回答、現時点での回答を記載しております。

18ページ、例えば、飲食店、旅館、理容院等でありますけれども、これに対しての所管省庁からの回答は、営業者の死亡という不測の事情によって営業者の地位が失われることになると、相続人が相続できなくなる。そういうことを防止するために、営業者の死亡に限って、特例的に許可及び届出営業者の地位を相続によって承継することができるということが書いてあります。

19ページ、建設業許可、一般酒類小売業免許でありまして、これにつきましても所管省庁からそれぞれ御回答いただいております。建設業については、円滑な事業承継に向けた環境整備を行うことが重要であることを踏まえ、実現に向けた具体的な施策について検討を進めてまいりたい。酒小売業につきましても、御要望については、行政手続のコストの削減の観点から対応を検討するという御回答をいただいております。これらの回答は、我々の今の事務局の案を提示する前の回答でございまして、経済団体からの意見をいただいた段階での回答であります。

20ページ、最後の参考でありますけれども、経産省から、来年度の税制要望として、個人事業主の事業承継の場合の減税措置の要望が出ているということでございます。

とりあえず事務局からの説明は以上であります。

また、委員各位に御意見をいただきまして、このペーパーのブラッシュアップをした上で、各省庁とも協議をしてみたいと考えております。

以上であります。

○高橋部会長 ただいまの御説明につきまして、御質問等があれば、よろしく願いいたします。

大崎専門委員、どうぞ。

○大崎専門委員 ありがとうございます。

一つ気になったのは、全部事業譲渡についての規定がない法律とある法律です。これは合理的な違いがあるのか、ないのか。あるような気もするけれども、余りないような気もして、一つの対策は、事業譲渡についての規定を整備するということがあるのかなと思いました。というのは、いろいろな人に承継できるようにしましょうという御提案もいいのですけれども、どのみち事業用資産の譲渡を別途やらないといけませんよね。許認可だけ円滑にしても。そうであれば、結局、そっちがややこしくなるので、ここに挙がっている法律みたいに事業譲渡の制度をきちんとした上で、その場合は新規許認可不要とするのが一番すっきりすると思うのですが、どうなのでしょう。

○高橋部会長 事務局、いかがでしょうか。

○石崎参事官 そのあたりの改善策について、大崎先生の御意見も踏まえて、いろいろな御意見を踏まえて検討していくのがよいと思っております。ファクトだけ申し上げますと、12ページに御指摘いただいた許認可の承継に関する規定の類型があって、2は全部譲渡の承継規定でありますけれども、我々が調べた限りで、1の法律と2の法律の区別が何なのか。今、調べる限りではわからない。ただ、※印に書いてありますとおり、これらの規定の多くは、平成8年から9年ぐらいに、割と省庁一括改正法の形式をとって追加されているということは確認できておりまして、また経緯はさらに調べてみたいと思っております。

○大崎専門委員 何となく厚労省と経産省の違いみたいにも見えたのですけれどもね。

○石崎参事官 一応例示で挙げておりまして、厚労省の一部の規定でも、全部事業譲渡の規定もありますし、国交省の法律などでも全部事業譲渡の規定もありますので、欄が少ないというのはまだ調べていると。調査不足なので少し減らしてありますけれども、その辺はもうちょっとまとまった形でお示ししたいと思います。

○高橋部会長 適切な御質問をいただきました。

ほかにいかがでしょうか。

どうぞ、濱西専門委員。

○濱西専門委員 今の大崎専門委員の質問に関連するのですけれども、事業承継については、例えば揮発油販売とか高压ガス販売のように、親と子で別の事業をすることが余り想定できないようなものと、食品衛生法に絡みますが、食品販売のように、親と子で別の事

業、例えば親はレストランをやっていたけれども、子供は喫茶店をやるとか、そういうことを想定しやすいものもありますので、基本的には個別法ごとに検討していく必要があるのではないかと考えます。

その上で、届出と新規の許可との間に開きがあり過ぎる点が気になります。例えば先ほど言いましたように、親と子の間で別事業をすることが余り考えられないようなものであれば、届出だけでいいような気がしますし、別事業をすることが考えられるようなものであれば、届出とした上で、別事業をやっていたら、許可の取り消しをするとか、もう少し間を埋めるようなことを考えると、少し知恵を出したほうがいいかなという気がします。

○高橋部会長 どうもありがとうございました。

ほかはいかがでしょうか。

どうぞ。

○田中専門委員 ありがとうございます。

相続の場合と事業譲渡の場合とで、許認可が必要だったり不要だったりすることが書いてありますが、問題となっているのは、先ほど濱西専門委員から指摘があったように、手続の差が余りにも違い過ぎるのではないかということだと思います。もし、全部事業譲渡の場合にほかにいろいろと手続が必要なのであれば、全部事業譲渡をしたから新規の許認可は不要になったけれども、手続の差自体は余り変わらないということにもなりかねません。全部事業譲渡の場合にはどういった手続が別途必要になっているのかということをお教えいただきたいです。

○高橋部会長 今、わかりますか。

○石崎参事官 まだ一部しか調べていないのですけれども、揮発油販売業や高圧ガス保安法等に関しましては、全部事業譲渡で基本的には事業譲渡契約を添付すればよいということになっているので、新規の許認可に比べれば相当簡易になっていることは事実ではないかと思っています。

○高橋部会長 所管省庁もあり、もうちょっと調べてみないとわからないところがいろいろあるということでございます。そこで、事務局からさらに精査していただいて、11月後半ぐらいにこの部会で意見を関係府省から聞きたいと思っておりますので、その旨、よろしくお願いいたします。

よろしいでしょうか。

それでは、今日の議題はこれまでとさせていただきます。

事務局から何かございますでしょうか。

○石崎参事官 次回の会議については、後日、事務局から御連絡させていただきます。

○高橋部会長 今日は、どうもありがとうございました。